

大阪市告示第1520号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和6年11月1日

大阪市長 横山英幸

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アバリーナ千船北館

大阪市西淀川区佃二丁目2-23

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

阪神電気鉄道株式会社 代表取締役社長 久須 勇介

大阪市福島区海老江一丁目1番24号

(3) 変更事項

① 大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）

アバリーナ千船北館

大阪市西淀川区佃二丁目4番3 他

（変更後）

アバリーナ千船北館

大阪市西淀川区佃二丁目2-23

② 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

未定

(変更後)

株式会社ダイエー 代表取締役 西峠 泰男

兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目 1 番 1

外 6 者

(4) 変更年月日

令和 6 年 6 月 27 日

2 届出年月日

令和 6 年 10 月 18 日

3 届出書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北二丁目 1 番 10 号 A T C ビル O' s 棟南館 4 階

(2) 期間

令和 6 年 11 月 1 日 (金) から 令和 7 年 3 月 3 日 (月) まで (日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。)

(3) 時間

午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

4 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和 7 年 3 月 3 日 (月)

(2) 提出先

上記 3 (1) に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)